



2025 年 11 月 12 日

各 位

会社名 杉田エース株式会社
代表者名 代表取締役社長 杉田 裕介
(東証スタンダード コード番号：7635)
問合せ先 専務取締役 井関 誠
(TEL 03-3633-5150)

会社名 株式会社UMK
代表者名 代表取締役 杉田 力介

**株式会社UMKによる杉田エース株式会社（証券コード：7635）の株式
に対する公開買付けの開始に関するお知らせ**

株式会社UMKは、本日、杉田エース株式会社の普通株式を別添のとおり公開買付けにより取得することを決定いたしましたので、お知らせいたします。

以上

本資料は、株式会社UMK（公開買付者）が、杉田エース株式会社（本公開買付けの対象者）に行った要請に基づき、金融商品取引法施行令第30条第1項第4号に基づいて公表を行うものです。

（添付書類）

2025 年 11 月 12 日付「杉田エース株式会社（証券コード：7635）の株式に対する公開買付けの開始に関するお知らせ」

2025 年 11 月 12 日

各 位

会 社 名 株式会社UMK
代表者名 代表取締役 杉田 力介

杉田エース株式会社（証券コード：7635）の株式に対する公開買付けの開始に関するお知らせ

株式会社UMK（以下「公開買付者」といいます。）は、2025 年 11 月 12 日、杉田エース株式会社（株式会社東京証券取引所スタンダード市場、証券コード：7635。以下「対象者」といいます。）の普通株式（以下「対象者株式」といいます。）を金融商品取引法（昭和 23 年法律第 25 号。その後の改正を含み、以下「法」といいます。）による公開買付け（以下「本公開買付け」といいます。）により取得することを決定いたしましたので、以下のとおりお知らせいたします。

公開買付者は、本公開買付けを通じて株式会社東京証券取引所スタンダード市場に上場している対象者の普通株式の取得及び所有することを主たる目的として対象者の取締役副社長である杉田力介氏により、2025 年 10 月 30 日に設立され、同氏が代表取締役を務める株式会社であり、本日現在において、対象者の代表取締役社長かつ対象者の第 3 位株主（2025 年 9 月 30 日現在。以下、株式順位の記載について同じです。）である杉田裕介氏（所有株式数：260,000 株、所有割合（注 1）：4.85%。以下「杉田裕介氏」といいます。）及び対象者の取締役副社長かつ対象者の第 10 位株主である杉田力介氏（所有株式数：70,000 株、所有割合：1.30%。以下「杉田力介氏」といいます。）がその発行済株式の全てをそれぞれ 50%ずつ所有しております。なお、本日現在、公開買付者は、対象者株式を所有しておりません。

（注 1）「所有割合」とは、対象者が 2025 年 11 月 12 日付で公表した「2026 年 3 月期半期報告書」に記載された 2025 年 9 月 30 日現在の発行済株式総数（5,374,000 株）から、同日現在の対象者が所有する自己株式数（8,931 株）を控除した株式数（5,365,069 株）に対する割合をいい、小数点以下第三位を四捨五入しております。以下、所有割合の記載について同じです。

今般、公開買付者は、対象者株式を非公開化することを目的とする一連の取引（以下「本取引」といいます。）の一環として、本公開買付けを実施し、対象者株式の全て（但し、対象者が所有する自己株式及び本不応募合意株式（以下において定義します。）を除きます。）を取得することといたしました。なお、本取引は、いわゆるマネジメント・バイアウト（MBO）（注 2）に該当し、本取引後も対象者の代表取締役会長かつ対象者の第 1 位株主である杉田直良氏（所有株式数：906,000 株、所有割合：16.89%。以下「杉田直良氏」といいます。）は、引き続き対象者の代表取締役会長として、杉田裕介氏は、対象者の代表取締役社長として、杉田力介氏は、対象者の取締役副社長として経営にあたることを予定しております。

（注 2）「マネジメント・バイアウト（MBO）」とは、一般に、買収対象会社の経営陣が、買収資金の全部又は一部を出資して、買収対象会社の事業の継続を前提として買収対象会社の株式を取得する取引をいいます。

本公開買付けの実施にあたり、公開買付者は、2025 年 11 月 12 日付で、杉田直良氏、杉田裕介氏、杉田力介氏、杉田直良氏の配偶者である杉田邦子氏（所有株式数：33,000 株、所有割合：0.62%。以下「杉田邦子氏」といいます。）並びに杉田直良氏、杉田邦子氏、杉田裕介及び杉田力介氏が議決権の全てを所有する資産管理会社であり、かつ対象者の第 2 位株主である有限会社杉田商事（所有株式数：730,000 株、所有割合：13.61%。以下「杉田商事」といい、杉田裕介氏、杉田力介氏、杉田直良氏及び杉田邦子氏と総称して「本不応募合意株主」といいます。）との間で、本不応募合意株主それぞれが所有する対象者株式の全て（合計：1,999,000 株、所有割合：37.26%。以下「本不応募合意株式」といいます。）を本公開買付けに応募しない旨、及び本公開買付けが成立した場合には本臨時株主総会（注 3）において本スクイーズアウト手続（注 4）に関

連する各議案に賛成する旨を書面で合意しております（以下「本不応募契約」といいます。）。

（注3）「本臨時株主総会」とは、本公開買付けの成立後、公開買付者が、対象者に開催を要請する予定である、本株式併合（注5）を行うこと及び本株式併合の効力発生を条件として単元株式数の定めを廃止する旨の定款変更を行うことを付議議案に含む臨時株主総会をいいます。

（注4）「本スクイーズアウト手続」とは、本公開買付けの成立及び決済の完了を条件として、対象者の株主を公開買付者及び本不応募合意株主のみとするための手続をいいます。

（注5）「本株式併合」とは、本公開買付けの成立及び決済の完了を条件として、対象者の株主を公開買付者及び本不応募合意株主のみとすることを目的として対象者が実施する会社法（平成17年法律第86号。その後の改正を含みます。以下同じです。）第180条に基づく対象者株式の併合をいいます。

さらに、本不応募契約においては、株式併合の効力発生日において、公開買付者及び各不応募合意株主以外に、公開買付者及び各不応募合意株主がそれぞれ所有する対象者株式のうち最も少ない数以上の対象者株式を所有する対象者の株主が存在することを可及的に避け、本スクイーズアウト手続の安定性を高めるため、杉田直良氏、杉田裕介氏、杉田力介氏及び杉田邦子氏は、公開買付者の要請があった場合には、株式併合の効力発生前を効力発生時として、それぞれが所有する対象者株式を、杉田商事に対して貸し付ける（以下「本株式貸借」といいます。）可能性があります。また、本株式貸借が実行された場合には、株式併合の完了後、かつ裁判所の任意売却許可決定に基づき端数相当株式が対象者又は公開買付者に売却された後、本株式貸借を解消し、杉田直良氏、杉田裕介氏、杉田力介氏及び杉田邦子氏に対して、本株式貸借の対象である対象者株式と同等の対象者株式を返還すること、及びかかる対象者株式の返還を実行するため、当該返還に先立って、公開買付者と杉田商事が共同して、対象者をして対象者株式の分割を行わせる予定です。なお、貸株料等の条件は本日現在未定ですが、仮に本株式貸借が有償の譲受けに該当する場合でも、杉田商事と杉田直良氏、杉田裕介氏、杉田力介氏及び杉田邦子氏は、貸株料等の条件を定める本株式貸借に係る契約を締結する日以前1年以上継続して法第27条の2第7項第1号に定める形式的特別関係者に該当することから、本株式貸借は法第27条の2第1項但書に定める「適用除外買付け等」に該当することになります。

本公開買付けの概要は以下のとおりです。

（1）対象者の名称

杉田エース株式会社

（2）買付け等を行う株券等の種類

普通株式

（3）買付け等の期間

2025年11月13日（木曜日）から2025年12月25日（木曜日）まで（30営業日）

（4）買付け等の価格

普通株式1株につき、1,710円

（5）買付予定の株券等の数

株券等の種類	買付予定数	買付予定数の下限	買付予定数の上限
普通株式	3,366,069（株）	1,683,035（株）	—（株）
合計	3,366,069（株）	1,683,035（株）	—（株）

(6) 決済の開始日

2026 年 1 月 8 日 (木曜日)

(7) 公開買付代理人

東海東京証券株式会社 愛知県名古屋市中村区名駅四丁目 7 番 1 号

マネックス証券株式会社(復代理人) 東京都港区赤坂一丁目 12 番 32 号

なお、本公開買付けの具体的な内容は、本公開買付けに関して公開買付者が 2025 年 11 月 13 日に提出する公開買付届出書をご参照ください。

以 上

【勧誘規制】

このプレスリリースは、本公開買付けを一般に公表することを意図したものであり、売付けの勧誘を目的として作成されたものではありません。売付けの申込みをされる際は、必ず本公開買付けに関する公開買付説明書をご覧いただいた上で、株主ご自身の判断で申込みを行ってください。このプレスリリースは、有価証券に係る売却の申込み若しくは勧誘、購入申込みの勧誘に該当する、又はその一部を構成するものではなく、このプレスリリース（若しくはその一部）又はその配布の事実が本公開買付けに係るいかなる契約の根拠となることもなく、また、契約締結に際してこれらに依拠することはできないものとします。

【将来予測】

このプレスリリースには公開買付者、その他の企業等の今後のビジネスに関するものを含めて、「予期する」、「予想する」、「意図する」、「予定する」、「確信する」、「想定する」等の、将来の見通しに関する表現が含まれている場合があります。こうした表現は、公開買付者の現時点での事業見通しに基づくものであり、今後の状況により変わる可能性があります。公開買付者は、本情報について、実際の業績や諸々の状況、条件の変更等を反映するための将来の見通しに関する表現の現行化の義務を負うものではありません。

【米国規制】

本公開買付けは、日本の金融商品取引法で定められた手続及び情報開示基準を遵守して実施されますが、これらの手続及び基準は米国における手続及び情報開示基準とは必ずしも同じではありません。特に米国 1934 年証券取引所法（Securities Exchange Act of 1934。その後の改正を含み、以下「米国 1934 年証券取引所法」といいます。）第 13 条(e)又は第 14 条(d)及び同条の下で定められた規則は本公開買付けには適用されず、本公開買付けはこれらの手続及び基準に沿ったものではありません。このプレスリリース及びこのプレスリリースの参照書類の中に含まれる財務情報は米国の会計基準に基づくものではありません。公開買付者及び対象者は米国外で設立された法人であり、その役員の全部又は一部は米国居住者ではないため、米国の証券関連法を根拠として権利を行使又は請求することが困難となる可能性があります。また、米国の証券関連法の違反を根拠として、米国外の法人又は個人に対して、米国外の裁判所において法的手続を開始することができない可能性があります。さらに、米国外の法人若しくは個人又は当該法人の関連者（affiliate）について米国の裁判所の管轄が認められるとは限りません。

本公開買付けに関する全ての手続は、特段の記載がない限り、全て日本語において行われるものいたします。本公開買付けに関する書類の全部又は一部は英語で作成されますが、当該英語の書類と日本語の書類との間に齟齬が存在した場合には、日本語の書類が優先するものいたします。

公開買付者及びその関連者、並びに公開買付者及び対象者の各財務アドバイザーの関連者は、それらの通常の業務の範囲において、日本の金融商品取引関連法規制及びその他適用ある法令上許容される範囲で、米国 1934 年証券取引所法規則 14e-5 (b) の要件に従い、対象者の株式を自己又は顧客の勘定で、本公開買付けの開始前、又は本公開買付けにおける買付け等の期間中に本公開買付けによらず買付け又はそれに向けた行為を行う可能性があります。そのような買付けに関する情報が日本で開示された場合には、当該買付けを行った者又はその関連者の英文ウェブサイトにおいても英文で開示が行われます。

このプレスリリース又はこのプレスリリースの参照書類の記載には、米国 1933 年証券法（Securities Act of 1933。その後の改正を含みます。）第 27A 条及び米国 1934 年証券取引所法第 21E 条で定義された「将来に関する記述」（forward-looking statements）が含まれております。既知若しくは未知のリスク、不確実性又はその他の要因により、実際の結果が「将来に関する記述」において明示的又は黙示的に示された予測等と大きく異なることがあります。公開買付者、対象者又はそれらの関連者は、「将来に関する記述」において明示的又は黙示的に示された予測等が達成されることを保証するものではありません。このプレスリリース又はこのプレスリリースの参照書類の中の「将来に関する記述」は、このプレスリリースの提出日時時点で公開買付者が有する情報を基に作成されたものであり、法令で義務付けられている場合を除き、公開買付者、対象者又はそれらの関連者は、将来の事象や状況を反映するために、その記述を更新又は修正する義務を負うものではありません。

【その他の国】

国又は地域によっては、このプレスリリースの発表、発行又は配布に法律上の制限が課されている場合があります。かかる場合はそれらの制限に留意し、遵守してください。このプレスリリースの発表、発行又は配布は、本公開買付けに関する株券の買付け等の申込み又は売付け等の申込みの勧誘をしたことにはならず、単に情報としての資料配布とみなされるものとします。